

7 申込時の注意事項

(1)育休明け・産休明けでの申込み

令和8年3月31日から令和8年4月30日までに育児休業が終了し、令和 8 年5月1日までに復職する方が対象です。復職後、復職済みと記載された就労証明書を令和 8 年5月15日(金)までに提出してください。
※入室月の翌月1日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。
※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。事前にご相談ください。
(申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。)

(2)妊娠・出産での申込み

出産を理由に入室された場合、出産予定日(分娩予定日)の翌々月末で退室となります。引き続き入室を希望する場合は、退室予定月の15日までに利用要件を満たす必要書類を提出してください。

(3)令和7年1月1日時点で桶川市内に住所がなかった方

放課後児童クラブ負担金の算定において、令和7年1月1日時点で桶川市内に住所がなかった方は、入室決定後に下記の書類いずれかの提出が必要となります。3月上旬までに必ず提出してください。提出がない場合、最高額の負担金額で決定させていただく場合があります。
○令和7年度 課税非課税証明書(所得証明書) ○令和7年度 市民税・県民税納税通知書の写し
○令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し

(4)就労証明書等の押印

保育を必要とすることの証明書の押印がない場合についても、申込みが可能です。(診断書は医師の押印等が必要)。ただし、無断作成又は改変を行った場合は、入室承諾を取り消します。

(5)4月1日から就労を開始する場合

新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みが記載された就労証明書を提出してください。就労実績を3か月分記載された就労証明書を3か月経過後に改めて提出してください。

(6)2か所以上で就労している場合

勤務している全ての事業所が作成した就労証明書を提出してください。提出の際にダブルワーク等である旨を必ずお伝えください。

(7)民営クラブと併願の場合

○必ず希望順位を決定のうえ、申込してください。
○選考(結果通知)は各施設で実施します。なお、公営放課後児童クラブが入室承諾となった場合、下位で併願している施設による選考(結果通知)は行いません。
○民営放課後児童クラブ(各事業者)が定める利用にあたっての注意事項、費用、入室案内等を必ず確認してください。
○必要に応じて、申込状況を各施設と情報共有させていただくことがあります。

(8)申込み後に家庭状況(就労状況、世帯の状況等)に変更があった場合

選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。
※申込内容に事実との相違や虚偽があった場合、入室承諾を取り消すことがあります。

(9)年度途中の申込について

年度途中(5月以降)の入室は、前月5日頃が申込締切です。4月に待機となった方は当初申込書類をもとに、毎月(長期休業期間も含む)、審査を行います。世帯状況等に変更が生じた場合は、必要書類を申込締切日までに提出してください。
※年度途中の申込締切は裏表紙参照

(10)滞納がある場合

同一世帯において保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、審査で不利となる場合があります。申込前に必ず納付を済ませてください。また、入室後に滞納が続く場合は退室していただく場合があります。